

国民健康保険をお持ちの皆さん

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少がある場合

国民健康保険税（料）が 減免されます！



厚生労働省からのお知らせ

厚労省が各自治体に以下の国民健康保険税（料）の減免の**基準例**を示しました。



新型コロナウイルス感染症より、主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った世帯。



新型コロナウイルス感染症の影響により主・生計者の、事業収入・給与収入等の減少が認められるとき。

ワンポイント

具体的な該当要件は各自治体で、決められます。まずは、**お住いの役所に電話でお尋ねください。**

今回の厚労省の減免通達は、本来皆様が払う国保税（料）を国が代わりにそれぞれの自治体に払うため**免除**されます。これは、国民健康保険法77条で規定された法律であり、私たちの権利です。大いに広げ活用しましょう。